



パナソニック株式会社
取締役会 御中

KPMG あずさサステナビリティ株式会社
大阪市中央区瓦町3丁目6番5号

代表取締役社長 魚住 隆太 
取締役 松尾 幸喜 

目的及び範囲

当社は、パナソニック株式会社(以下、「会社」という。)からの委嘱に基づき、会社が作成し会社のウェブサイト上に開示した電子媒体の「エコアイディアレポート 2012」(http://panasonic.co.jp/eco/env_data/back_number/pdf/panasonic_eiR12j.pdf。以下、「エコアイディアレポート」という。)に対して限定的保証業務を実施した。

本保証業務の目的は、エコアイディアレポートに記載されている2011年4月1日から2012年3月31日までを対象とする「グリーンプラン2018」の環境パフォーマンス指標およびその他の環境パフォーマンス指標のうち、以下の表に記載されている指標(以下、「指標」という。)が後述の「判断規準」に示す会社の定める基準に従って作成されているか、また、重要な環境情報が漏れなく開示されているかについて保証手続を実施し、その結論を表明することである。

エコアイディアレポートの記載内容に対する責任は会社であり、当社の責任は、限定的保証業務を実施し、実施した手続に基づいて結論を表明することにある。

表: 独立保証の対象となる指標とエコアイディアレポートにおける該当頁

指標名	頁	指標名	頁
環境配慮 No.1 商品売上市率	9	非製造拠点からの CO ₂ 排出量	17
創エネ商品による CO ₂ 削減貢献量	12	投入再生資源/投入資源	19
省エネ商品による CO ₂ 削減貢献量	13	廃棄物・有価物のリサイクル率	23
生産活動における CO ₂ 削減貢献量	15	廃棄物・有価物の発生量	23
生産活動における CO ₂ 排出量	15	水使用量	24
生産活動における温室効果ガス排出量(CO ₂ 換算)(総量)	16	ヒト・環境影響度	26
国際間輸送および日本国内輸送についての CO ₂ 排出量	18	環境教育・植樹の実績(環境教育)	28
原単位の 2010 年度比削減率		環境教育・植樹の実績(植樹)	28

判断規準

会社は環境省の環境報告ガイドライン 2012 年版等を参考にして定めた指標の算定・報告基準(エコアイディアレポート42、43 頁に記載。以下、「会社の定める基準」という。)に基づいてエコアイディアレポートを作成しており、当社はこの会社の定める基準を指標についての判断規準としている。また、重要な環境情報の開示の網羅性についての判断規準としては、サステナビリティ情報審査協会の「環境報告審査・登録マーク付与基準」(http://www.j-sus.org/kitei_pdf/logohuyo_env.pdf) (以下、「マーク付与基準」という。)を用いている。

保証手続

当社は、国際監査・保証基準審議会の国際保証業務基準(ISAE)3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」(2003年12月改訂)及びサステナビリティ情報審査協会のサステナビリティ情報審査実務指針(2009年12月改訂)に準拠して本保証業務を実施した。本保証業務は限定的保証業務であり、主としてエコアイディアレポート上の開示情報の作成に責任を有するもの等に対する質問、分析的手続等の保証手続を通じて実施され、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。

当社の実施した保証手続には以下の手続が含まれる。

- エコアイディアレポートの作成・開示方針についての質問
- 会社の定める基準の検討
- 指標に関する算定方法並びに内部統制の整備状況に関する質問
- 集計データに対する分析的手続の実施
- 会社の定める基準に従って指標が把握、集計、開示されているかについて、試査により入手した証拠との照合並びに再計算の実施
- リスク分析に基づき選定した国内 5 製造事業場等及び海外 2 製造事業場における現地往査
- マーク付与基準に記載されている重要な環境情報が漏れなく開示されているかについて、質問及び内部資料等の閲覧により検討
- 指標の表示の妥当性に関する検討

結論

上述の保証手続の結果、エコアイディアレポートに記載されている指標が、すべての重要な点において、会社の定める基準に従って作成されていない、または、重要な環境情報が漏れなく開示されていないと認められる事項は発見されなかった。

当社及び本保証業務に従事したものと会社との間には、サステナビリティ情報審査協会の倫理規程に規定される利害関係はない。

以上

パナソニックグループ エコアイディアレポート2012
環境パフォーマンス指標算定基準

■対象期間

2011年4月1日～2012年3月31日

■対象範囲

商品関連：当年度の全ての開発製品
 製造事業場関連：国内・海外において環境マネジメントシステムを構築している製造事業場等
 その他：個々の取り組みに応じた範囲

■算定基準

項目	指標	算定方法
CO ₂ 削減関連	創エネ商品によるCO ₂ 削減貢献量	太陽光発電パネル:CO ₂ 削減貢献量=(当年度出荷分の総発電容量(kW)-2005年度出荷分の総発電容量(kW))×20(年)×製品の1台毎の発電量(1193kWh/kW)×CO ₂ 排出係数(0.3145kg-CO ₂ /kWh) 燃料電池:CO ₂ 削減貢献量=当年度製品の1台毎の発電量(1143.9kWh/年)×10(年)×当年度の出荷総台数×CO ₂ 排出係数(0.410kg-CO ₂ /kWh)
	省エネ商品によるCO ₂ 削減貢献量	CO ₂ 削減貢献量=(2005年度基準製品の年間消費電力量-当年度製品の年間消費電力量)×商品寿命×当年度出荷台数×CO ₂ 排出係数 CO ₂ 排出係数:日本は0.410(kg-CO ₂ /kWh)。日本以外は、地域別に代表国を選定し、持続可能な発展のための世界経済人会議(WBCSD)並びに世界資源研究所(WRI)が公開しているGHGプロトコルウェブサイト内のCalculation Toolsに記載の各国ごとの数値を使用
	生産活動におけるCO ₂ 削減貢献量	(2005年度CO ₂ 排出原単位-当年度CO ₂ 排出原単位)×当年度生産高
	燃料の使用に伴うCO ₂ 排出量	環境省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver. 2.2)」掲載のCO ₂ 排出係数を使用
	電力の購入にともなうCO ₂ 排出係数	【日本】 各年度購入電力の係数は、0.410(kg-CO ₂ /kWh)を固定して使用 【日本以外】 持続可能な発展のための世界経済人会議(WBCSD)並びに世界資源研究所(WRI)が公開しているGHGプロトコルウェブサイト内のCalculation Toolsに記載の各国ごとの数値を使用 全ての年度で、“Electricity-HeatSteamPurchase tool1.0 final”記載の2002年の数値を固定して使用
	生産活動におけるCO ₂ 排出量原単位	【グローバル】 各工場の名目生産高原単位(=CO ₂ 排出量/名目生産高)の改善率を加重平均して算出 重みは改善がなかったと仮定した場合の各工場のCO ₂ 排出量を使用
	生産活動におけるCO ₂ 以外の温室効果ガス排出量	各ガスの排出量を、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第2次評価報告書(1995年)で定められたGlobal Warming Potential(地球温暖化係数)を用いてCO ₂ 排出量に換算
	非製造拠点からのCO ₂ 排出量	購入電力のCO ₂ 排出係数には0.410(kg-CO ₂ /kWh)を使用 燃料のCO ₂ 排出係数は、環境省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver. 2.2)」掲載の係数を使用 当年度に対象範囲に加わった拠点については、年率2%の削減を行ったことを前提に過年度に遡って数値を加
	輸送におけるエネルギー使用量	資源エネルギー庁編著「荷主のための省エネ法ガイドブック」による (対象範囲:パナソニックグループが荷主となっている輸送) 国際間物流についても、同ガイドブックの考え方を適用して集計
	輸送におけるCO ₂ 排出量	上記で算出したエネルギー使用量等をもとに、環境省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver. 2.2)」による
	輸送におけるCO ₂ 排出量原単位の前年削減比	1-(当年度CO ₂ 排出量/当年度物流重量)/(前年度CO ₂ 排出量/前年度物流重量)
資源循環関連	投入資源	製品の生産活動に直接使用した資源を集計した量 投入資源の算出にあたって、以下の二種類の方法で実施 ①購入材料(副資材を含む)の量を把握し集計する方法 ②出荷製品量+副資材量+廃棄物量を把握し集計する方法 なお、廃棄物量は、エコアイディアレポート2012で開示する廃棄物・有価物発生量を使用
	投入再生資源	意図的循環再生資源と社会的循環再生資源の両方の合計 ・意図的循環再生資源 自らが出所から回収、再資源化までの循環ルートを管理している再生資源材料と、意図的に指定して購入している再生資源材料の他、管理された木材、竹などの生物資源と植物由来材料も含む ・社会的循環再生資源 自らの意志とは無関係に一般的に循環システムが社会に存在する材料種を指し、例えば金属や紙・段ボールであり、それぞれの再生資源材料の含有率は独自調査により設定したものを採用
	投入再生資源/投入資源	投入資源量に占める投入再生資源量の割合 ※2012年度を目標年度とする中期経営計画GT12期間中は、同一の算定基準で算定
	家電4品目の再商品化量	日本の「家電リサイクル法」で定義されているリサイクルのことで、分離した製品の部品または原材料を、自ら利用、あるいは、有償または無償で譲渡できる状態にした重量
	欧州のWEEE指令対象製品回収量	回収システムごとの回収重量×当該システムにおける当社重量ベース市場投入シェア
	米国の廃電子機器回収量	州法に基づく回収量および自主取り組みによる回収量など
	工場廃棄物・有価物発生量	産業廃棄物と一般廃棄物、有価物の発生量の合計
	有価物	再資源化業者や処理業者に有価で売却できる排出物
	工場廃棄物・有価物のリサイクル率	再資源化量/(再資源化量+最終処分量) (再資源化量はサーマルリサイクルを含まない。最終処分量は焼却残渣を考慮)
	水関連	生産活動における水使用量
化学物質関連	工場のヒト・環境影響度算出の対象物質	「化学物質管理ランク指針Ver.4」に指定される化学物質
	ヒト・環境影響度	ヒト・環境影響度=有害性係数×(対象物質の排出量+対象物質の移動量) ※有害性係数は、人体の健康および環境への影響に応じて区分し、当社が係数を付与したもの その有害性区分に応じてA:10,000、B:1,000、C:100、D:10、E:1の係数を設定 ・対象物質の排出量:大気、公共用水域、土壌への排出量を含むもの ・対象物質の移動量:廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律上廃棄物に該当する無償および逆有償リサイクル分は含まない)としての移動と下水道への排水移動の移動量を含むもの

項目	指標	算定方法
環境配慮No.1商品 関連	環境配慮商品	<p>詳細は、GP(グリーンプロダクツ)判定基準書2011年度版にて規定。基本的な内容を示す 下記①～⑥のいずれかを満たす</p> <p>①地球温暖化防止: 自社評価値が前モデル以上であること、かつ評価値が業界上位30%以内であること (太陽光パネル、燃料電池などの創エネデバイスはGPとする)</p> <p>②化学物質管理: Aは必須項目、B～Eのいずれかを満足すること、B～Eは訴求ポイントを有すること A.国内外全製品の内部配線(全て)は、塩ビ代替化完了(適用除外は除く) B.内部配線を除く塩ビ代替(2005年度使用製品のみ) C.ランク指針で規定するRoHS対象物質に関する適用除外部品・材料の代替化(例えば、水銀レスバックライトなど) D.非特定臭素系難燃材の代替化(2005年度使用製品のみ)(例:セット系製品における筐体、P板) E.REACH規則におけるSVHCから選定された認可対象物質不使用(フタレートなど)</p> <p>③資源有効利用: A～Dのいずれかを満足すること、C～Dについては訴求ポイントを有すること A.製品質量が業界上位30%以内(電池は質量/容量での評価も可) B.消耗材資源(洗剤等)量が業界上位30%以内 C.再生鉄、再生ガラス、再生プラスチックなどの再生資源やリユース部品、植物由来樹脂、生物資源(竹など)の いずれかを意図的に使用していること(1部品でも可) D.レアメタルを前モデルより削減(経済産業省定義の31鉱種)</p> <p>④水:使用水量が業界上位30%以内(例えば洗濯機の使用水量の少なさなど)</p> <p>⑤生物多様性:下記に関して社会的に認められる合理的な根拠があること 「種の保全」「遺伝子の保全」「生態系の保全」に配慮した製品</p>
	ダントツGP機種数	環境配慮商品であって、さらに下記のダントツGP基準を満たした機種数 所定の期間で業界トップである(業界で最も環境性能に優れている)と社外に主張できる環境性能を有するもの 普及ゾーンを設定する場合には、その範囲内での判定を行う
	環境配慮No.1商品売上比率	ダントツGPの売上/パナソニック連結売上
ステークホルダー との協働	環境教育の人数	学校への出前授業や課外授業での環境教育、ショールームや工場見学での環境教育、エコ絵日記活動を通じた環境教育等の延べ参加人数(2009年度からの累計)
	植樹の本数	販売活動に運動した植樹(2010年度は「エコナビ搭載家電1台で、1本の植樹を。」キャンペーン)、事業場が敷地内や地域で行う植樹の延べ植樹本数(2007年度からの累計)
	購入先様のCO2排出量	84社の購入先様の生産活動におけるCO2排出量。燃料関係は環境省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver.2.2)」の係数に基づく 日本の各年度購入電力の係数(kg-CO2/kWh)は、0.410を固定して使用
工場環境の管理	NO _x 排出量	大気汚染防止法で規制されるばい煙発生施設(海外においてはそれに類する施設)より大気に排出される窒素酸化物をすべてNO ₂ として計算した総重量
	SO _x 排出量	大気汚染防止法で規制されるばい煙発生施設(海外においてはそれに類する施設)より大気に排出される硫黄酸化物をすべてSO ₂ として計算した総重量
	COD汚濁負荷量	法規制、条例、協定のある事業場から公共用水域に排出される排水の化学的酸素要求量の総重量
	窒素汚濁負荷量	法規制、条例、協定のある事業場から公共用水域に排出される排水の窒素化合物中の窒素の総重量
	リン汚濁負荷量	法規制、条例、協定のある事業場から公共用水域に排出される排水のリン化合物中のリンの総重量